

処 分 基 準

令和 7 年 6 月 28 日

法 令 名：風営適正化法
根 拠 条 項：第31条の11第 2 項第 1 号
処 分 の 概 要：映像送信型性風俗特殊営業を営む者に対する指示
原権者（委任先）：茨城県公安委員会
法 令 の 定 め： 法第31条の11第 1 項（処分移送通知書の送付）
処 分 基 準：別紙 1 のとおり
問 合 せ 先：茨城県警察本部生活安全部生活安全総務課
備 考：